

戸籍訂正制度のあり方に関する検討の方向性について

		現行法		甲－1案		甲－2案		甲－3案		乙案	
		申請	職権	申請	職権	申請	職権	申請	職権	申請	職権
人訴対象事項以外の事項		家	法	法	法	法	法	法	法	法	法
人訴対象事項	①～③の場合	家	法	法	法	法	法	家	法	廃止	廃止
	上記以外					廃止〔家〕	廃止〔法〕				

家＝家庭裁判所による戸籍訂正手続

法＝法務局(の許可)による戸籍訂正手続

廃止＝戸籍訂正手続を廃止(家庭裁判所による人事訴訟手続のみ可能となる。)

①＝訂正事項が戸籍の記載及び届書その他の書類から認定できる場合〔訂正事由が市区町村長の過誤によるものである場合〕

②＝届出人が真実でないことを知ってした届出の場合〔刑事訴訟法第498条第2項又は第498条の2第2項に基づく通知により市区町村長が知った真実でない届出の場合〕

③＝その他法務局長が適当と認める場合

※人訴対象事項については、家庭裁判所による人事訴訟手続をとることができる。